

久留米広域市町村圏事務組合告示第2号

平成29年第1回久留米広域市町村圏事務組合組合議会定例会において、下記の子算が議決されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第219条第2項の規定により、当該子算の要領を公表する。

平成29年3月1日

久留米広域市町村圏事務組合長 檜原利則

記

1 子算

- (1) 平成28年度久留米広域市町村圏事務組合
ふるさと振興事業特別会計補正子算（第1号）
- (2) 平成28年度久留米広域市町村圏事務組合
広域消防特別会計補正子算（第2号）
- (3) 平成29年度久留米広域市町村圏事務組合
一般会計子算
- (4) 平成29年度久留米広域市町村圏事務組合
ふるさと振興事業特別会計子算
- (5) 平成29年度久留米広域市町村圏事務組合
小児救急医療支援事業特別会計子算
- (6) 平成29年度久留米広域市町村圏事務組合
広域消防特別会計子算

2 議決年月日

平成29年2月23日

平成28年度久留米広域市町村圏事務組合 広域消防特別会計補正予算（第2号）の要領

消防施設整備事業の一部に有利な緊急防災・減災事業債を活用するため、歳入予算の組み換え及び起債限度額の変更を行うものである。

また、福岡県防災・行政情報通信ネットワーク再整備事業について、繰越明許費を設定するのである。

1 歳入予算

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	説明
分担金及び負担金	3,801,768	△8,300	3,793,468	市町負担金 (投資的経費事業特別負担金)
組合債	1,114,700	8,300	1,123,000	消防施設整備事業 (緊急防災・減災事業債)
歳入合計	5,065,000	0	5,065,000	

2 繰越明許費

（単位：千円）

款	事業名	金額
消防費	福岡県防災・行政情報通信ネットワーク再整備事業負担金	7,048

3 地方債補正

（単位：千円）

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
消防車両整備事業	752,800	761,100
計	1,114,700	1,123,000